

平成30年2月28日

各 提携農協様
労災保険特別加入ご担当者様

農業労災事務センター 理事長
同 特定農作業部会 理事長

特別加入事務処理に係る本人確認について（お願い）

いつも農業労災事務センターの業務にご支援ご協力いただき誠にありがとうございます。
さて、別紙のとおり厚生労働省から労災保険特別加入に係る本人確認徹底の通知が届いております。平成30年度の更新手続きに際し、新規加入の方につき、本人確認の提示が必要となりましたので、大変ご面倒とは存じますが、下記のご対応をお願いいたします。
なお、参考までにこの手続きのきっかけとなった詐欺事件の記事を添付いたします。
ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。
ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1. 別紙厚労省通知にある証明書のコピーを新規入会のご本人から提示を受けてください。
2. 入会申込書にこのコピーを添付して、本センターにご提出ください。

以上

事務局
中村・中山・栗林
TEL 092-409-2531
info@inoshishisyaroshi.com

特別加入団体 御中

厚生労働省労働基準局補償課長

特別加入事務処理に係る本人確認徹底のお願い（依頼）

平素より、労災保険制度の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨今、労災保険の特別加入者に係る不正受給事案が散見されることから、今後の再発防止のため、各団体におかれましては、下記の取扱いの徹底にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 一人親方又は特定作業従事者の特別加入に係る手続き時のうち、様式第 34 号の 10（労働者災害補償保険 特別加入申請書）により加入申請を行う場合又は様式第 34 号の 8（労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届）により「新たに特別加入者になった者」について特別加入者の異動に係る届出を行う場合（以下「新規加入手続き時」といいます。）には、加入希望者に対して、身分証明書※の提示を求めるとともに、その写しを取る又は番号を控えるなどにより、本人確認を徹底するようお願いいたします。

※ 原則として顔写真付きの身分証明書の提示を求めようお願いします。
顔写真なしの身分証明書しか有していないなど、やむを得ない場合には、2 点の提示を求める等により、十分な確認を行うようお願いいたします。
【顔写真付き身分証明書の例】
個人番号カード、運転免許証、パスポート、電気工事士免状その他、官公庁や特殊法人等が発行した身分証明書で顔写真付きのもの
【顔写真なし身分証明書の例】
健康保険、国民健康保険等の被保険者証、国民年金手帳その他、官公庁や特殊法人等が発行した身分証明書で顔写真なしのもの

- 2 新規加入手続き時には、1 の本人確認を行った後、別紙「特別加入申請に係る本人確認済証明書」を記入、押印の上、申請様式に添えて労働基準監督署に提出するようお願いいたします。ただし、次の（1）、（2）に該当する場合には、別紙を提出いただく必要はありません。
 - （1）特別加入団体における労働保険事務を労働保険事務組合又は社会保険労務士に委託している場合（特別加入団体が労働保険事務組合を兼ねている場合を含む）
 - （2）申請書類裏面の「社会保険労務士記載欄」に社会保険労務士の署名がある場合
※ 電子申請システムにより手続きを行う場合は、「社会保険労務士入力欄」に社会保険労務士の署名がある場合
- 3 上記以外の手続き時においても、特別加入者に不審な点がある場合等、真正な手続きを行うために必要があると判断した場合には、1 の取扱いに準じて本人確認を行うよう、お願いいたします。

本件担当
厚生労働省労働基準局補償課
通勤災害係 岡、木名瀬
電話番号：03-5253-1111（内線 5467）

特別加入申請に係る本人確認済証明書

別紙申請書類により新たに特別加入を希望する全ての者については、当団体において、身分証明書により本人確認済であり、申請内容について事実であることを証明します。

平成 年 月 日

特別加入団体名

代表者氏名

印